

会津若松市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、編入前の河沼郡河東町地内の字の名称を別紙のとおり変更するので、福島県地方自治法に係る事務処理の特例に関する条例の規定により本市が処理することとされた、同法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 1 日

会津若松市長 菅 家 一 郎

変更後の大字　変更前の大字

字

河東町浅山 大字浅山

河東町大田 大字大田原

原

河東町岡田 大字岡田

河東町金田 大字金田

河東町熊野 大字熊野堂

堂

河東町倉橋 大字倉橋

河東町広野 大字広野

河東町郡山 大字郡山

河東町谷沢 大字谷沢

河東町八田 大字八田

河東町東長 大字東長原

原

河東町広田 大字広田

河東町福島 大字福島

河東町南高 大字南高野

野

河東町代田 大字代田